

令和 7 年度第 4 回庁議提案 審議 ・ 報告 ・ その他

提出 日：令和 7 年 5 月 2 0 日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2 4 1 5〕

① 件 名	
麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る接種期間の延長について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 本市では、麻しん及び風しんの予防のため、予防接種法に基づき、小児を対象とした定期予防接種を行っている。また、平成 3 0 年 7 月以降、3 0 代から 5 0 代の男性を中心に風しん患者が増加したことを受け、早急に風しんの発生及びまん延を防止するため、対象世代の男性を風しんの定期予防接種対象者として追加し、令和 7 年 3 月 3 1 日まで実施してきた。</p> <p>令和 6 年 1 1 月以降、一部医薬品メーカーが取り扱う麻しん風しん混合ワクチンの出荷が停止され、該当するワクチンのみを使用する医療機関でのワクチン不足が全国的に発生し、接種期間中に定期予防接種を受けることができなくなった対象者が生じたことから、令和 7 年 3 月、当初の接種期間中に接種を受けることができなかった対象者について、予防接種法施行規則第 2 条の 8 第 4 号に該当する「特別な事情」があったものとし、定期予防接種の接種期間を 2 年間延長する旨の通知が厚生労働省より発出された。</p> <p>【目的】 国の通知に合わせ、麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る接種期間を延長するもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号） 予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号） 予防接種法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 3 6 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮せるまち 第 4 節 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進 1 健康づくりを推進する</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和 6 年 1 1 月	一部医薬品メーカーが取扱う麻しん風しん混合ワクチンの出荷停止の影響により、供給に地域的な偏在が生じた。
1 2 月	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの今後の供給見通し等について（令和 6 年 1 2 月 1 2 日厚生労働省通知）
令和 7 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について（令和 7 年 3 月 1 1 日厚生労働省通知） ・麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応における留意事項について（令和 7 年 3 月 3 1 日厚生労働省通知）

⑤ 主な内容		
<p>(1) 接種期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間を延長する。</p> <p>(2) 接種方法：指定医療機関における個別接種とする。</p> <p>(3) 接種期間延長特例対象者 (令和7年3月31日現在)</p>		
区 分	対 象 者	延 長 対象者数
第1期	令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれの者で、麻しん風しん混合ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者	60人
第2期	平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれの者で、麻しん風しん混合ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者	104人
第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であって麻しん風しん混合ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった者 ※ 令和6年度末までに抗体検査を実施しなかった者は対象外	109人
合 計		273人
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
<p>【影響・効果】 接種期間の延長により、麻しん及び風しんの発生とまん延を予防し、感染症の拡大防止に寄与する。</p> <p>【市財政への負担】 事業費 3,150千円（現計予算対応） （内訳）消耗品費 2千円 通信運搬費 24千円 予防接種委託料 3,124千円</p> <p>（財源） 一般財源 ※予防接種定期接種A類疾病に関する市町村の接種費用の負担に対して地方交付税措置あり</p>		
⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
<p>対応方法を確認した仙台市、気仙沼市、登米市、東松島市、大崎市、女川町は、接種期間を2年間延長として実施予定 ※令和7年4月30日現在</p>		
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
<p>令和7年5月中旬 石巻市医師会及び桃生郡医師会との協議 下旬 勸奨通知発送 6月上旬 接種開始</p>		
⑨ その他		